

# がん患者の障害年金申請における 課題及び留意点

第13回関西がんチーム医療研究会  
平成25年9月7日（土）大阪科学技術センター ホール



NPO法人  
がんと共に生きる会

<http://www.cancer-jp.com/>

江川 浩司・関 孝子

# はじめに

- 癌にはさまざまな種類があります。

胃がん、乳がん、子宮がん、肝臓がん、肺がん、悪性リンパ腫…など

- すべての癌が障害年金の対象となります。

- 障害年金を申請する際にはいくつかの注意点があります。

**知識を身につけ、手続きは慎重に！**

# 手続きのポイント

診断書の種類に注意することが必要です

- 一般的な癌の場合は、「その他の障害用という診断書」
- 舌がんや咽頭がんなどの場合は、「言語・そしゃく障害用の診断書」
- 癌が複数の器官に生じている場合  
併合認定の可能性があるので2種類、3種類の診断書を組み合わせる

**自分の症状に合った診断書で申請！**

# 手続きの注意点

障害年金が支給される「障害の程度」については、「国民年金法施行令」、「厚生年金保険法施行令」により障害等級（1～3級）の基準が定められているが、市町村が発行する「身体障害者手帳」の等級（身体障害者手帳の交付は1～6級）とは異なるため、混乱や誤解を招くケースもある。

**等級は必ずしも一致しない！**

# 診断書の注意点1

## 例

「その他の障害用という診断書」・・・乳がん、子宮がん、卵巣がん、直腸がん、膀胱がん、悪性リンパ腫、胃がん、食道がん・・・など。

## 審査

癌によって日常生活が制限される度合いによって等級が決まります。

1級・・・行動の範囲がベッドまわりに限られている場合

2級・・・一人での外出が難しい場合

3級・・・労働はできても軽労働に限られている場合

**等級審査は目安です！**

# 診断書の注意点2

## 自覚症状の重要性

- 全身衰弱、倦怠感、発熱、痛み、易感染症など、癌による（または薬の副作用による）症状がある場合は、すべて記入してもらいましょう。
- 癌が複数の部位に転移している場合は、「骨、肝臓、卵巣に転移」といった文言を入れてもらうことも大切です。
- 日付、自覚症状、他覚所見、予後など記入漏れに注意しましょう。

**診断書に漏れを出さない！**

# 申請のタイミング 1

## 認定のポイント

- ✦ 2級以上の上位等級がつきやすくなる場合。
  - ・ 癌によって日常生活がどれだけ制限されているか
  - ・ 入院中であり、病院のサポートを受けて生活している
  - ・ 入退院を繰り返している
  - ・ 自宅での安静を指示されている
  - ・ 余命宣告されている
  - ・ 癌が複数の器官に転移している
- ✦ 3級程度に認定される場合
  - ・ 病状は重篤でないが抗がん剤治療の最中で、発熱、疲労感、易感染症がみられる

# 申請のタイミング 2

障害の重さは、検査所見（血液の数値）、症状（倦怠感、息切れなど）、転移の状況、予後などから総合的に判断されます。

## 癌の治療の特徴として

重い薬（入院による抗がん剤など）を使用したときは骨髄抑制が激しくなり、血液の数値が下がります。倦怠感も強く出て、感染症にもかかりやすくなります。

軽い薬に切り替えると血液の数値は正常に近づき症状も弱まります。

**評価されやすいタイミングを見逃さない！**

# 事例報告

50歳代 男性

肝硬変・肝細胞がん（C型慢性肝炎は原因）

初診日：会社員（厚生年金加入中）

障害の状態：肝細胞がんと指摘され、請求時は、黄疸、かゆみ、  
浮腫、食道静脈瘤あり。

予 後 ： 慎重な経過観察が必要

等 級 ： 障害厚生年金3級を受給（事後重症による請求）

# 障害年金と遺族年金の関係

- 障害厚生年金2級以上に認定された場合、同時に遺族厚生年金の受給資格が得られます。
- 遺族厚生年金は、自分が亡くなったときに家族（妻や子）に支給される年金です。
- もしものことがあったとき、大切な家族に遺族厚生年金の権利を残してあげることがとても大切なことではないかと思います。
- そういう意味からも、病状が重篤な方は障害年金の申請を検討してみてほしいと思います。

**もしもの時、大切に！**